【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月5日
【発行者名】	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　梅本　賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	中村　慎吾
【電話番号】	03-6229-0170
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド ※ファンドの名称を平成30年9月5日付で「ＥＸＥ－ｉつみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド」から「ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド」に変更しました。
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間　上限100万円 継続申込期間　上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書の提出及びファンド名称の変更等に伴い、平成29年11月17日付をもって提出した有価証券届出書（平成30年5月10日及び平成30年6月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」という。）の記載事項を新たな内容に改めるため、また、本ファンドは平成30年1月より開始された非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてＮＩＳＡ（つみたてニーサ）」の適用対象であるため、当該非課税制度の要旨を追記するため、本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

下線部＿＿＿＿が訂正箇所です。
原届出書の下記事項については、それぞれ下記の内容に原届出書が訂正されます。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

＜訂正前＞

ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド

（以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。）

＜訂正後＞

ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド

（以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。）

愛称として「雪だるま（全世界株式）」という場合があります。

※平成30年9月5日付で信託約款の変更を行いファンドの名称を「ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド」から「ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド」に変更しました。また、「雪だるま（全世界株式）」という愛称を付与しました。

(4)【発行（売出）価格】

（略）

＜訂正前＞

②継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（略）

（ⅱ）　基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　http://www.sbiam.co.jp/

＜訂正後＞

②継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（略）

（ⅱ）　基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

なお、ファンドの名称を平成30年9月5日付で「ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド）」から「ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド」に変更しました。これに伴い日本経済新聞の基準価額欄への掲載名称は「エグつグロー」から「雪だるま世界」に変更しました。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　http://www.sbiam.co.jp/

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

（略）

③ファンドの特色

※以下の内容に訂正・更新します。

1 グローバル株式インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とし、全世界の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

マザーファンド受益証券を通じて、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）※に連動する投資成果をめざします。
※当該指数については、後述の<ベンチマークについて>をご覧ください。

2 マザーファンド受益証券は、ETF(上場投資信託)を含む投資信託証券を主要投資対象とします。なお、これらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

投資対象ファンド及び基本投資割合は次の通りとしベンチマークの動きへの連動をめざします。

投資対象ファンドの名称	基本投資割合
(1)シュワブ U.S. ブロード マーケット ETF	50%
(2)SPDR ポートフォリオ・ディベロップド・ワールド(除く米国) ETF (注)	40%
(3)SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケッツ ETF	10%

(注)2017年12月にSPDR ポートフォリオ・ワールド(除く米国) ETFから名称が変わりました。
※投資対象ファンドの詳細については、後述の投資対象ファンドの概要をご覧ください。

3 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社
世界27拠点に展開するモーニングスター・グループ傘下の企業です。同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。グローバルな調査体制を活かして株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。
契約資産残高は、約1,275億円（2018年5月末現在）

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

<ベンチマークについて>
「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス」は、FTSE社が開発した指数で、中小型株を含む全世界の株式市場の動向を表す時価総額加重平均型の株価指数です。主要先進国株式及び新興国株式等が対象となり、約8,000銘柄で構成されています(2018年5月31日現在)。なお、FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス(円換算ベース)は、FTSEグローバル・オールキャップ・インデックスをもとに、委託会社が円換算しております。

本ファンドは、FTSEインターナショナルリミテッド(以下「FTSE」といいます。)、ロンドン証券取引所(以下「LSEG」といいます。)（総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。)のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス」（以下、「本指数」といいます。)の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず（過失の有無を問わず)、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

(2)【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

平成29年12月6日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

＜訂正後＞

平成29年12月6日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成30年 9月5日 ファンドの名称を「ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド」から「ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド」に変更しました。また、「雪だるま（全世界株式）」という愛称を付与しました。

(3)【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

①ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

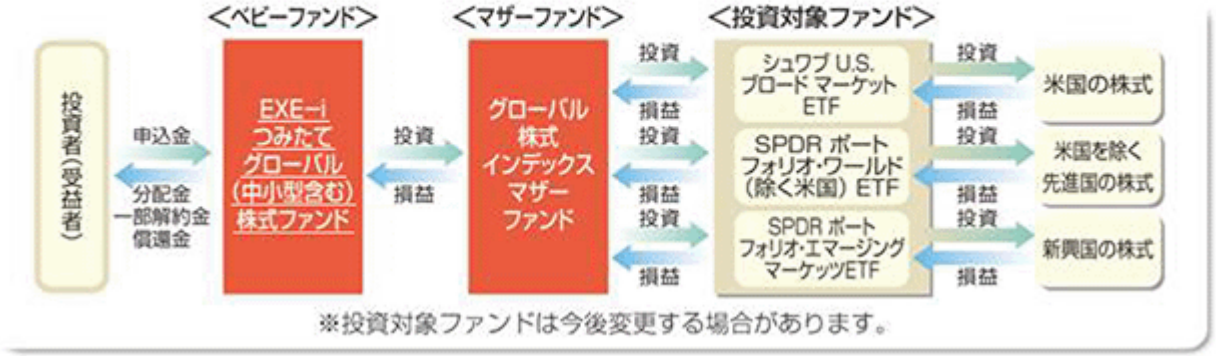

（略）

③委託会社の概況（平成29年9月末日現在）

（略）

＜訂正後＞

①ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

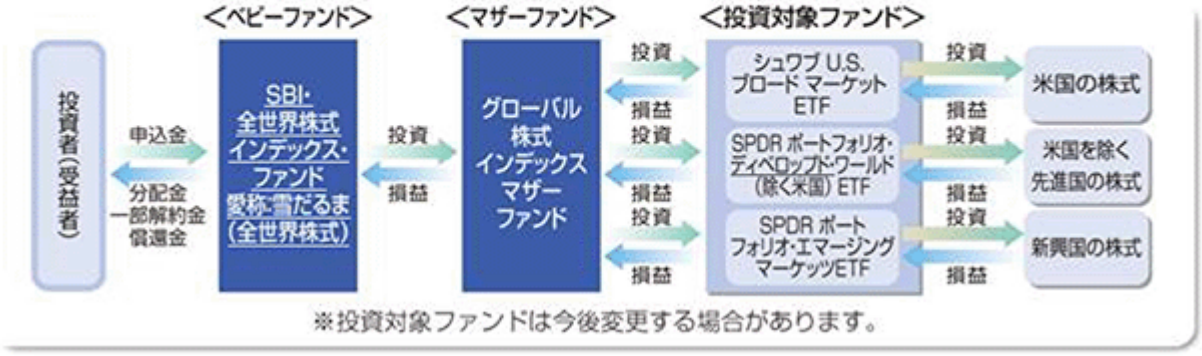

（略）

③委託会社の概況（平成30年5月末日現在）

（略）

２【投資方針】

(2)【投資対象】

（略）

＜訂正前＞

⑦　マザーファンドの概要

下記概要は、有価証券届出書提出日現在の予定であり今後、変更になる場合があります。

（略）

（参考情報）投資対象ファンドの概要

下記概要はマザーファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要です。有価証券届出書提出日現在で委託会社が知り得る情報に基づいて記載しております。

（略）

投資対象ファンドの名称	基本投資割合
（１）シュワブ U.S. ブロード マーケット ETF	50%
（２）SPDR ポートフォリオ・ワールド（除く米国）ETF	40%
（３）SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケッツETF	10%

（略）

（２）SPDR ポートフォリオ・ワールド（除く米国）ETF

連動する指数	S&Pディベロップド（除く米国）・ブロード・マーケット・インデックス
指数について	S&Pディベロップド（除く米国）・ブロード・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国を除く先進国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。
委託会社	State Street Global Advisors

（略）

＜訂正後＞

⑦　マザーファンドの概要

下記概要は、本書作成日現在のものであり今後、変更になる場合があります。

（略）

（参考情報）投資対象ファンドの概要

下記概要はマザーファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要です。本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づいて記載しております。

（略）

投資対象ファンドの名称	基本投資割合
（１）シュワブ U.S. ブロード マーケット ETF	50%
（２）SPDR ポートフォリオ・ディベロップド・ワールド（除く米国）ETF（注）	40%
（３）SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケッツETF	10%

（注）平成29年12月にSPDR ポートフォリオ・ワールド（除く米国） ETFから名称が変わりました。

（略）

（２）SPDR ポートフォリオ・ディベロップド・ワールド（除く米国）ETF

連動する指数	S&Pディベロップド（除く米国）・ブロード・マーケット・インデックス
指数について	S&Pディベロップド（除く米国）・ブロード・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国を除く先進国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。
委託会社	State Street Global Advisors

（略）

３【投資リスク】

※以下の内容に訂正・更新します。

（略）

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年6月～2018年5月

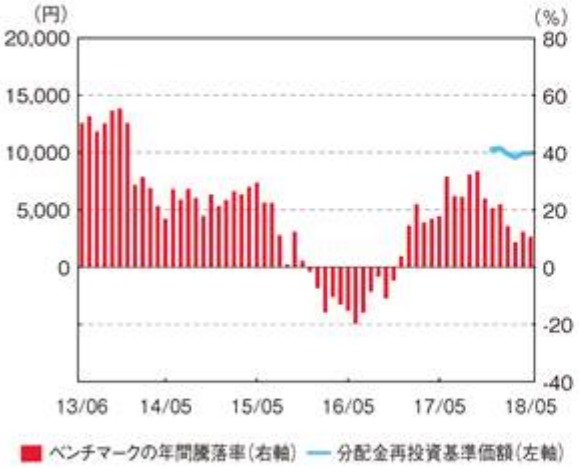

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2013年6月～2018年5月
代表的な資産クラス：2013年6月～2018年5月

＊上記の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。また、本ファンドは設定から1年を経過していないため、ベンチマークの年間騰落率を表示しています。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、本ファンドは設定から1年を経過していないため、ベンチマークの年間騰落率を表示しています。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

＊ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため、2017年12月6日から2018年5月31日のデータを基に算出しております。

＊代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉
○日 本 株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
○先進国株……MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
○新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
○日本国債……NOMURA-BPI国債
○先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
○新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉
○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
○MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
○FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（略）

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

＜訂正前＞

ファンドの日々の純資産総額に年0.108%（税抜：年0.10%）の率を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記のとおりとします。

運用管理費用（信託報酬）		年0.108%（税抜：年0.10%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
内訳	委託会社	年0.0432%（税抜：年0.04%）	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.0432%（税抜：年0.04%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0216%（税抜：年0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等※1		年0.042%程度	マザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの管理報酬等
実質的な負担※2		年0.150%程度	－

（略）

＜訂正後＞

ファンドの日々の純資産総額に年0.108%（税抜：年0.10%）の率を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記のとおりとします。

運用管理費用（信託報酬）		年0.108%（税抜：年0.10%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
内訳	委託会社	年0.0432%（税抜：年0.04%）	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.0432%（税抜：年0.04%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0216%（税抜：年0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等※1		年0.042%程度	マザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの管理報酬等
実質的な負担※2		年0.150%（税込）程度	－

（略）

(5)【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成29年９月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

①　個人の受益者に対する課税

（略）

・少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。ＮＩＳＡ及びジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

＜訂正後＞

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成30年5月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

①　個人の受益者に対する課税

（略）

・少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」及び非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてＮＩＳＡ（つみたてニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。また、非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度は、一定の基準を満たした公募株式投資信託に係る非課税制度で、当ファンドはその適用対象です。なお、ＮＩＳＡまたはつみたてＮＩＳＡ（いずれかを選択）、及びジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

５【運用状況】

※以下の内容に訂正・更新します。

（１）【投資状況】

（平成30年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	833,586,445	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△627,201	△0.07
合計(純資産総額)		832,959,244	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

（平成30年5月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インデックスマザーファンド	838,533,795	1.0070	844,456,887	0.9941	833,586,445	100.08

ロ.種類別投資比率

（平成30年5月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成30年5月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成29年12月末日	123,436,115	―	1.0256	―
平成30年 1月末日	382,596,198	―	1.0370	―
2月末日	517,024,398	―	0.9905	―
3月末日	619,075,770	―	0.9577	―
4月末日	749,365,517	―	0.9936	―
5月末日	832,959,244	―	0.9931	―

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

（参考）

グローバル株式インデックスマザーファンド

投資状況

（平成30年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	824,174,155	98.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	9,389,938	1.12
合計(純資産総額)		833,564,093	100.00

その他の資産の投資状況

（平成30年5月31日現在）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	―	4,651,932	0.55

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄明細

（平成30年5月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	SCHWAB US BROAD MARKET ETF	58,157	7,123.38	414,274,945	7,205.72	419,063,232	50.27
2	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO DEVELOPED WORLD EX-US ET	94,550	3,481.98	329,221,819	3,425.13	323,846,703	38.85
3	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	20,086	4,256.55	85,497,098	4,045.81	81,264,220	9.75

ロ．種類別投資比率

（平成30年5月31日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.87
合計	98.87

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（平成30年5月31日現在）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	42,800.00	4,652,668	4,651,932	0.55

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（参考情報）

運用実績

基準価額・純資産の推移

（基準日:2018年5月31日）

（設定日(2017年12月6日)～2018年5月31日）

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	9,931円
純資産総額	832百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
－	－
－	－
－	－
－	－
－	－
設定来累計	0円

主要な資産の状況（マザーファンド）

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

≪組入銘柄≫

投資対象ファンドの名称	種類	国／地域	通貨	比率
シュワブU.S. ブロードマーケットETF	投資信託証券	米国	米ドル	50.27%
SPDR ポートフォリオ・ディベロップド・ワールド(除く米国) ETF	投資信託証券	米国	米ドル	38.85%
SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケッツ ETF	投資信託証券	米国	米ドル	9.75%
現金等				1.13%
合計				100.00%

年間収益率の推移(暦年ベース)

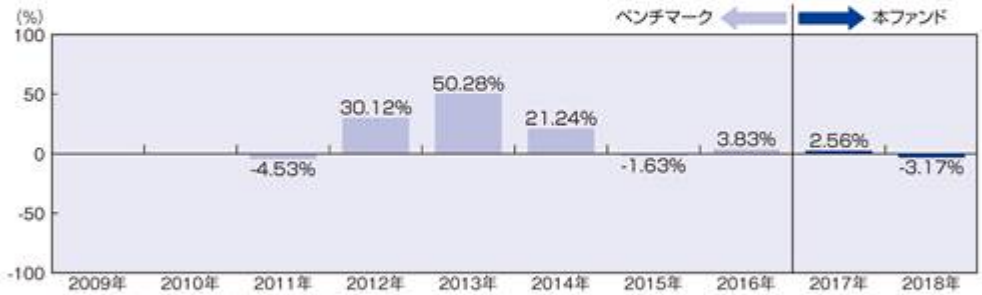

※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2016年まではベンチマーク(FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス(円換算ベース))の騰落率です。
当該ベンチマークの取得可能日(2011年10月末)以降の騰落率であり、2011年は10月末から年末までの騰落率です。
※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。
※2017年は設定日2017年12月6日(10,000円)から2017年末まで、2018年は5月末までの騰落率です。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（略）

＜訂正前＞

(iii) 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（１万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　http://www.sbiam.co.jp/

＜訂正後＞

(iii) 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（１万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

ファンドの名称を平成30年9月5日付で「ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド）」から「ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド」に変更しました。これに伴い日本経済新聞の基準価額欄への掲載名称は「エグつグロー」から「雪だるま世界」へ変更しました。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　http://www.sbiam.co.jp/

(5)【その他】

（略）

＜訂正前＞

(ⅳ)公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

（略）

＜訂正後＞

(ⅳ)公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
ただし、平成31年3月1日以降は、以下の通り変更される予定です。
原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。
（http://www.sbiam.co.jp/）

（略）

第３【ファンドの経理状況】

※以下の内容に更新します。

1)　本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成29年12月6日から平成30年6月5日まで）の中間財務諸表について、ひびき監査法人による中間監査を受けております。

１【財務諸表】

【中間財務諸表】

【ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 平成30年 6月 5日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	446,645
親投資信託受益証券	877,300,888
流動資産合計	877,747,533
資産合計	877,747,533
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,606,305
未払受託者報酬	52,681
未払委託者報酬	210,636
未払利息	1
その他未払費用	48,712
流動負債合計	1,918,335
負債合計	1,918,335
純資産の部	
元本等	
元本	864,451,013
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	11,378,185
元本等合計	875,829,198
純資産合計	875,829,198
負債純資産合計	877,747,533

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 自　平成29年12月 6日 至　平成30年 6月 5日
営業収益	
有価証券売買等損益	6,150,888
営業収益合計	6,150,888
営業費用	
支払利息	112
受託者報酬	52,681
委託者報酬	210,636
その他費用	48,716
営業費用合計	312,145
営業利益又は営業損失（△）	5,838,743
経常利益又は経常損失（△）	5,838,743
中間純利益又は中間純損失（△）	5,838,743
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△2,055,577
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,961,889
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,961,889
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,478,024
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,478,024
中間剰余金又は中間欠損金（△）	11,378,185

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

期別		第1期中間計算期間 平成30年 6月 5日現在
１．	計算期間の末日における受益権の総数	864,451,013口
２．	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0132円 (10,132円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間（自 平成29年12月 6日　至 平成30年 6月 5日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間 平成30年 6月 5日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	○親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第1期中間計算期間 自 平成29年12月 6日 至 平成30年 6月 5日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	1,011,374,073円
期中一部解約元本額	147,923,060円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド）は、「グローバル株式インデックスマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成30年6月5日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

グローバル株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成30年 6月 5日現在
資産の部	
流動資産	
預金	12,313,433
コール・ローン	14,879,260
投資信託受益証券	862,287,270
流動資産合計	889,479,963
資産合計	889,479,963
負債の部	
流動負債	
未払金	12,199,678
未払利息	40
流動負債合計	12,199,718
負債合計	12,199,718
純資産の部	
元本等	
元本	865,017,638
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	12,262,607
元本等合計	877,280,245
純資産合計	877,280,245
負債純資産合計	889,479,963

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
２.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		平成30年 6月 5日現在
１．	計算期間の末日における受益権の総数	865,017,638口
２．	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0142円 (10,142円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年 6月 5日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	○投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	自 平成29年12月 6日 至 平成30年 6月 5日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年12月 6日
期首元本額	1,000,000円
期末元本額	865,017,638円
期中追加設定元本額	892,068,819円
期中一部解約元本額	28,051,181円
元本の内訳※	
ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド	865,017,638円

（注）※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２【ファンドの現況】

※以下の内容に訂正・更新します。

【純資産額計算書】

		平成30年5月31日現在
Ⅰ	資産総額	834,258,147円
Ⅱ	負債総額	1,298,903円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	832,959,244円
Ⅳ	発行済口数	838,759,629口
Ⅴ	1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9931円
	1万口当たり純資産額	9,931円

（参考）

グローバル株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

		平成30年5月31日現在
Ⅰ	資産総額	854,916,270円
Ⅱ	負債総額	21,352,177円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	833,564,093円
Ⅳ	発行済口数	838,533,795口
Ⅴ	1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9941円
	1万口当たり純資産額	9,941円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

①　資本金の額

＜訂正前＞

（ｉ）資本金の額(平成29年9月末日現在)

（略）

＜訂正後＞

（ｉ）資本金の額(平成30年5月末日現在)

（略）

２ 【事業の内容及び営業の概況】

（略）

＜訂正前＞

(平成29年9月末日現在)

ファンドの種類	本　数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	43	262,578
単位型株式投資信託	1	7,579

＜訂正後＞

(平成30年5月末日現在)

ファンドの種類	本　数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	50	305,726

３【委託会社等の経理状況】

※以下の内容に訂正・更新します。

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年３月31日)	当事業年度 (平成30年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,190,923	656,253
前払費用	18,512	36,884
未収委託者報酬	233,608	502,468
未収運用受託報酬	8,533	—
繰延税金資産	3,150	9,353
その他	11,264	15,614
流動資産合計	1,465,992	1,220,574
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 53	※ 1,121
器具備品	※ 1,857	※ 1,446
有形固定資産合計	1,910	2,567
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	2,536	5,708
商標権	1,509	1,330
無形固定資産合計	4,113	7,105
投資その他の資産		
投資有価証券	—	913,644
関係会社株式	127,776	127,776
繰延税金資産	—	26,595
長期差入保証金	19,856	19,856
その他	—	3,360
投資その他の資産合計	147,633	1,091,233
固定資産合計	153,657	1,100,906
資産合計	1,619,650	2,321,480

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年３月31日)	当事業年度 (平成30年３月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	477	4,011
未払金	222,657	455,275
未払手数料	198,172	419,007
未払法人税等	48,193	143,048
未払消費税等	8,854	33,817
流動負債合計	280,183	636,152
負債合計	280,183	636,152
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	909,254	1,315,376
利益剰余金合計	939,266	1,345,388
株主資本合計	1,339,466	1,745,588
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	―	△60,260
評価・換算差額等合計	―	△60,260
純資産合計	1,339,466	1,685,327
負債純資産合計	1,619,650	2,321,480

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)	当事業年度 (自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,661,953	3,207,709
運用受託報酬	45,489	16,380
投資顧問料	4,011	—
その他営業収益	—	4,500
営業収益合計	1,711,454	3,228,590
営業費用		
支払手数料	1,014,112	2,173,300
広告宣伝費	686	48,444
調査費	25,912	27,077
調査費	25,912	27,077
委託計算費	96,123	121,126
営業雑経費	13,344	23,392
通信費	827	1,208
印刷費	9,975	19,323
協会費	2,171	2,049
諸会費	49	183
その他営業雑経費	319	628
営業費用合計	1,150,178	2,393,341
一般管理費		
給料	134,722	156,504
役員報酬	27,378	44,607
給料・手当	107,343	111,896
交際費	75	169
旅費交通費	3,787	7,996
福利厚生費	19,124	20,444
租税公課	7,729	11,602
不動産賃借料	17,574	18,383
消耗品費	1,751	1,772
事務委託費	11,556	10,188
退職給付費用	4,300	4,578
固定資産減価償却費	1,973	2,422
諸経費	11,737	13,285
一般管理費合計	214,332	247,348
営業利益	346,943	587,900
営業外収益		
受取利息	55	19
為替差益	—	0
雑収入	923	602
営業外収益合計	978	622
営業外費用		
支払利息	13	—
為替差損	0	—
雑損失	—	486
営業外費用合計	13	486
経常利益	347,908	588,035
税引前当期純利益	347,908	588,035
法人税、住民税及び事業税	105,400	188,117
法人税等調整額	2,371	△6,202
法人税等合計	107,771	181,914
当期純利益	240,136	406,121

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成28年４月１日　　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	400,200	30,012	669,117	699,129	1,099,329	―	―	1,099,329
当期変動額								
当期純利益			240,136	240,136	240,136			240,136
当期変動額合計	―	―	240,136	240,136	240,136	―	―	240,136
当期末残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466	―	―	1,339,466

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	400,200	30,012	909,254	939,266	1,339,466	―	―	1,339,466
当期変動額								
当期純利益			406,121	406,121	406,121			406,121
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△60,260	△60,260	△60,260
当期変動額合計	―	―	406,121	406,121	406,121	△60,260	△60,260	345,861
当期末残高	400,200	30,012	1,315,376	1,345,388	1,745,588	△60,260	△60,260	1,685,327

【重要な会計方針】

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が３-15年であります。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成29年３月31日)	当事業年度 (平成30年３月31日)
＊　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　0千円 器具備品　3,519千円 合計　3,520千円	＊　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　110千円 器具備品　4,024千円 合計　4,135千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	―	―	36,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	―	―	36,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	1,190,923	1,190,923	―
(2) 未収委託者報酬	233,608	233,608	―
(3) 未収運用受託報酬	8,533	8,533	―
資産計	1,433,065	1,433,065	―
未払金	222,657	222,657	―
負債計	222,657	222,657	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産
(1)預金　(2)未収委託者報酬　(3)未収運用受託報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
負債
未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
預金	1,190,923
未収委託者報酬	233,608
未収運用受託報酬	8,533
合計	1,433,065

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	656,253	656,253	―
(2) 未収委託者報酬	502,468	502,468	―
(3) 投資有価証券 その他有価証券	913,644	913,644	―
資産計	2,072,366	2,072,366	―
未払金	455,275	455,275	―
負債計	455,275	455,275	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産
(1)預金　(2)未収委託者報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(3)投資有価証券
その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。
負債
未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
預金	656,253
未収委託者報酬	502,468
合計	1,158,722

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

１．子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 127,776千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券			
	(3)その他	―	―	―
	小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券			
	(3)その他	913,644	1,000,500	△86,855
	小計	913,644	1,000,500	△86,855
合計		913,644	1,000,500	△86,855

３．売却したその他有価証券

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	―	―	―
(2)債券			
(3)その他	24,133	―	486
合計	24,133	―	486

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 平成28年４月１日　至 平成29年３月31日）4,300千円、当事業年度（自 平成29年４月１日　至 平成30年３月31日）4,578千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 電話加入権　438千円 関係会社株式評価損　19,114 未払事業税　364 その他未払税金　2,409 その他　376 繰延税金資産小計　22,703 評価性引当額　△19,552 繰延税金資産合計　3,150	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 電話加入権　438千円 関係会社株式評価損　19,114 未払事業税　6,752 その他未払税金　2,301 その他有価証券評価差額金　26,595 その他　299 繰延税金資産小計　55,501 評価性引当額　△19,552 繰延税金資産合計　35,948
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左

（セグメント情報）

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	273,228
ＳＢＩ/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	183,987

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）	489,935
ＳＢＩ日本小型成長株選抜ファンド	472,434
ＳＢＩ中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ（年２回決算型）	347,593
ＳＢＩ中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	323,110

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度　（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの統括・運営	(被所有)間接 49.5%	不動産設備利用役員の兼任	事務所敷金の差入	―	長期差入保証金	19,802

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	―	販売委託	販売委託支払手数料	397,985	未払金	73,724

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所　ジャスダック市場）

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

当事業年度　（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	―	販売委託・販促	販売委託支払手数料	862,570	未払金	135,442
							広告宣伝費	1,495		

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所　ジャスダック市場）

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日	当事業年度 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
１株当たり純資産額	36,597円44銭	46,047円21銭
１株当たり当期純利益	6,561円11銭	11,096円21銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日	当事業年度 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
当期純利益(千円)	240,136	406,121
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	240,136	406,121
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日)

該当事項はありません。

5【その他】

①　定款の変更

＜訂正前＞

委託会社は、平成25年１月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

（略）

＜訂正後＞

平成30年6月20日付で、以下の変更を行いました。

イ．公告を電子公告の方法により行う（ただし、電子公告による公告ができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日刊工業新聞に掲載して行う）。

ロ．上記イ．の変更は2019年３月１日から効力が発生する。

（略）

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

	名　　称	資本金の額 (平成29年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	松井証券株式会社※1	11,945百万円	
	カブドットコム証券株式会社※2	7,196百万円	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

※1　松井証券株式会社は、平成30年6月25日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。
※2　カブドットコム証券株式会社は、平成30年7月9日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。

＜訂正後＞

	名　　称	資本金の額 (平成30年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	松井証券株式会社	11,945百万円	
	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成３０年７月３０日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　林　直也　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　田中 弘司　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＥＸＥ-ｉ つみたて グローバル(中小型含む)株式ファンドの平成２９年１２月６日から平成３０年６月５日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＥＸＥ-ｉ つみたて グローバル(中小型含む)株式ファンドの平成３０年６月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成２９年１２月６日から平成３０年６月５日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年６月13日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御中

優　成　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　本　間　洋　一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　石　倉　毅　典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩアセットマネジメント株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査に係る監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社の平成30年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。